

訪問系サービス事業所 管理者 様

豊中市 福祉部 長寿社会政策課長

訪問系サービス事業所における新型コロナウイルス陽性者の発生報告について

日頃より、本市高齢者保健福祉行政並びに介護保険事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、7月に入り、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しており、第7波が近づきつつあります。第6波においては過去に類をみない感染規模でした。このような状況下では、保健所が重度の陽性者の対応に追われ、皆様からの電話による聞き取り対応が困難となってまいります。第7波以降に備え、双方における連絡事務の負担軽減、効果的な状況把握、効率性（ICT化）などを考慮し、下記のとおり従来の陽性者発生報告方法を「豊中市電子申込システム」を活用した手続きに変更いたしますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 対象サービス

対象となるサービスは以下のとおりです。なお、介護予防サービスを含みます。

訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護

2. 変更内容

- ・電話とメールによる報告から「豊中市電子申込システム」専用フォームへの入力
- ・報告内容及び報告回数を削減し、第一報告と完了報告のみとする
- ・保健所及び長寿社会政策課への電話連絡の廃止

3. 開始時期

令和4年(2022年)7月20日(水)から

4. 豊中市電子申込システムによる報告方法

別紙を参照

【お問合せ先】

豊中市 福祉部 長寿社会政策課
電話：06-6858-2838

